

平成14年第3回藤岡市議会定例会会議録(第1号)

平成14年6月11日(火曜日)

議事日程 第1号

平成14年6月11日(火曜日)午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 藤岡市農業委員会委員の推薦について
- 第 7 選 第 3号 多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙
- 第 8 報告第 5号 平成13年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第 6号 平成13年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について
- 第10 報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(群馬県市町村総合事務組合同規約の一部改正)
- 第11 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第12 議案第39号 藤岡市市営住宅設置条例の一部改正について
- 第13 議案第40号 藤岡市奨学資金貸与に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第41号 市道路線の廃止について
議案第42号 市道路線の認定について
- 第15 議案第43号 字の区域の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井利明君	収入役職務代理者	有我亘弘君
教育長	岡田要君	企画部長	中易昌司君
総務部長	新井千文君	市民環境部長	塚越正夫君
健康福祉部長	宇留間修次君	経済部長	中野秀雄君
都市建設部長	須川良一君	上下水道部長	荻野廣男君
		監査委員	
教育部長	斎藤稔一君		小島保治君
		事務局長	

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	参事兼議事課長	田島均
主事	吉江高如		

開 会 の あ い さ つ

議長(塩原吉三君) おはようございます。議会開会に先立ちましてごあいさつを申し上げます。

6月に入りまして日増しに暑さも増してまいりました。本日、平成14年第3回藤岡市議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には時節柄公私ともに極めてご多忙の折、全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、推薦1件、選挙1件、報告3件、議案6件でございます。いずれも市民生活に直結する重要案件でありますので、慎重ご審議いただきまして議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営等、まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。

なお、ここで暑中の間、軽装で議会に臨みたいと思いますので、ご了承願います。

感 謝 状 の 伝 達

議長(塩原吉三君) ここで感謝状の伝達をさせていただきます。

去る5月28日、全国市議会議長会定期総会において感謝状が贈られましたので、伝達を行います。

事務局長。

事務局長(青柳孝之君) それでは、名前をお呼びしますので、前の方へお進みいただきたいと思えます。

木村喜徳議員。

議長(塩原吉三君)

感 謝 状

藤岡市

木 村 喜 徳 殿

あなたは全国市議会議長会評議員として
会務運営の重責にあられ本会の使命達成
に尽くされました功績はまことに顕著な
ものがありますので第78回定期総会に
当たり深甚なる感謝の意を表します

平成14年5月28日

全国市議会議長会会長 小泉 昭男

議長(塩原吉三君) 以上で感謝状の伝達を終了させていただきます。

開 会 及 び 開 議

午前10時47分開議

議 長（塩原吉三君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。
ただいまから平成14年第3回藤岡市議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議 長（塩原吉三君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの10日間といたし
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの10日
間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議 長（塩原吉三君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規
則第81条の規定により、議長において4番松本啓太郎君、5番反町清君、6番片山喜博
君を指名いたします。

第3 市長発言

議 長（塩原吉三君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。
（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 平成14年第3回藤岡市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさ
つ申し上げます。

本日、平成14年第3回藤岡市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におか
れましては大変ご多忙のところご出席を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

私は、さきの臨時会におきまして、これからの市政運営の方針として「公正・清潔・親
切で開かれた市政の実現」と「市民の声を反映した市政の推進」をはじめ、平成14年度
を藤岡市の行財政改革元年と位置づけ、徹底した事務事業の見直しによる経費の節減や公
共事業の見直し等による健全財政と効率的な行政運営に努めてまいりたいと所信の一端を
申し上げたところでございます。このため、各部が所管している事務事業の現況や課題に
ついて、概要把握を行い、今後の取り組みについて検討を進めているところであります。

そして、6月1日より行財政改革実施委員会を設置し、事務事業の見直し等、目的達成に向けてスタートしたところであります。

また、昨今の社会経済情勢を考慮し、本議会に高校生、大学生の奨学資金貸与に関する条例の一部改正を上程させていただきましたが、常に目線を市民の位置に置き、臨機応変に市民の福祉向上に努力してまいりたいと思います。

今後とも議員各位の格別なるご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本議会にご提案申し上げましたものは、報告3件、議案6件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議いただき、ご決定くださるようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（塩原吉三君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長青木寛君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 青木 寛君登壇）

議会運営委員会委員長（青木 寛君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過につきまして報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により6月7日委員会を開催し、本日招集となりました平成14年第3回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

今定例会に付議されますものは、藤岡市農業委員会委員の推薦、多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙、報告3件、議案6件であります。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第6と日程第7を終了した後、日程第8、報告第5号と日程第9、報告第6号については単独上程、報告のみとし、日程第10、報告第7号、日程第12、議案第39号、日程第13、議案第40号、日程第15、議案第43号の4件については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第11、議案第38号については単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決願います。日程第14、議案第41号、議案第42号については一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願うことに決定いたしました。

次に、6月17日、議事日程（第2号）、一般質問ですが、12人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日6月11日から6月20日までの10日間とすることに決定

いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、6月12日から6月16日までを休会とし、6月17日と6月18日は本会議を開き一般質問を行い、6月19日休会、6月20日に本会議を開いて今期定例会を閉会と決定いたしました。

以上をもちまして議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（塩原吉三君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長（塩原吉三君） 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 諸報告を申し上げます。

初めに、監査委員より平成13年度2月、3月、4月分及び平成14年度4月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されています。また、藤岡市土地開発公社、藤岡市農業振興株式会社、株式会社藤岡クロスパークより平成13年度の決算書が提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、今期定例会に提出されるものは、推薦1件、選挙1件、報告3件、議案6件でございます。次に、任期満了に伴い、議長宛に推薦依頼のありました藤岡市企業誘致促進審議会委員に片山喜博議員、佐藤淳議員、茂木光雄議員、青木寛議員、中村菊雄議員。藤岡市廃棄物減量等推進審議会委員に金子勝治議員、佐藤淳議員。藤岡市介護保険運営協議会委員に金井壽議員。藤岡市同和対策審議会委員に冬木一俊議員、片山喜博議員、青木寛議員、山田一友議員、川野盛幸議員。藤岡市環境審議会委員に三好徹明議員、松本啓太郎議員。藤岡市学校給食センター運営委員に冬木一俊議員、大戸敏子議員。藤岡市土地開発公社理事に冬木一俊議員、針谷賢一議員、塩原吉三議員、山田一友議員、川野盛幸議員、監事に吉田達哉議員。藤岡市融資審査会委員に佐藤淳議員。財団法人藤岡市文化振興事業団評議員に佐藤淳議員、以上推薦報告とさせていただきますのでご了承願いたいと思います。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りいたしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

第6 藤岡市農業委員会委員の推薦について

議長（塩原吉三君） 日程第6、藤岡市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

説明を申し上げます。藤岡市農業委員会委員が平成14年7月19日をもって任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に関する事項につき、学識経験を有する者5名の推薦依頼がありましたので、5名の委員の推薦をお願いするものであります。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

地方自治法第117条の規定に基づき、3番冬木一俊君、15番青木寛君の退席を求めます。

（3番 冬木一俊君、15番 青木 寛君退場）

議長（塩原吉三君） 藤岡市農業委員会委員に冬木一俊君、青木寛君、坂居ヤス子君、町田隆君、桜井英信君、以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました冬木一俊君、青木寛君、坂居ヤス子君、町田隆君、桜井英信君を藤岡市農業委員会委員に推薦いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、冬木一俊君、青木寛君、坂居ヤス子君、町田隆君、桜井英信君、以上5名を藤岡市農業委員会委員に推薦することに決しました。

3番冬木一俊君、15番青木寛君の入場を求めます。

（3番 冬木一俊君、15番 青木 寛君入場）

第7 選第3号 多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙

議長（塩原吉三君） 日程第7、選第3号多野藤岡医療事務市町村組合議会議員の補欠選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

多野藤岡医療事務市町村組合議会議員に木村康君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました木村康君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました木村康君が多野藤岡医療事務市町村組合議会議員に当選されました。

第8 報告第5号 平成13年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

議長(塩原吉三君) 日程第8、報告第5号平成13年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時13分再開

議長(塩原吉三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(塩原吉三君) 企画部長の登壇を願います。

(企画部長 中易昌司君登壇)

企画部長(中易昌司君) 報告第5号平成13年度藤岡市一般会計予算、繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

これは平成13年度藤岡市一般会計補正予算(第4号)で設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

補正予算(第4号)では、第2款総務費、第1項総務管理費のプール建設事業以下、第11款災害復旧費、第2項農林施設災害復旧費の農林施設災害復旧事業まで11事業につ

いて繰越明許費を設定いたしました。これらの事業の翌年度繰越総額は2億4,959万9,700円であります。この財源につきましては、国庫支出金が7%で1,617万238円、県支出金が21%で5,212万750円、地方債が36%で9,058万円、残りが一般財源36%で9,072万8,712円であります。事業の完了につきましては、おおむね5月から8月末の予定となっておりますので、最終的な支払いは9月末となる見込みであります。

以上、簡単ではありますが、ご報告とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第5号について報告を終わります。

第9 報告第6号 平成13年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について

議長（塩原吉三君） 日程第9、報告第6号平成13年度藤岡市水道事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 荻野廣男君登壇）

上下水道部長（荻野廣男君） 報告第6号平成13年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について、ご説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成13年度水道事業会計支出予算のうち、事業年度内に支払い義務を生じなかったものについて、翌年度に繰り越しして使用するものであります。繰越しとなる事業は、白石地内の猿田川の河川改修に伴う配水管布設事業、古桜町地内の都市計画道路緑町線の道路改良工事に伴う配水管布設替事業及び中栗須地内の配水管布設事業であります。繰越し理由については、本体工事の橋梁工事や道路改良工事が工期延長となったためであります。完成予定であります。繰越し計算書の記載順に6月15日、8月31日、5月31日であり、財源については負担金や損益勘定留保資金であります。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
以上で報告第6号について報告を終わります。

第10 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

(群馬県市町村総合事務組合同規約の一部改正)

議長(塩原吉三君) 日程第10、報告第7号専決処分の承認を求めることについて(群馬県市
町村総合事務組合同規約の一部改正)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 新井千文君登壇)

総務部長(新井千文君) 報告第7号専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本件は、群馬県市町村総合事務組合同規約の一部改正について、地方自治法第179条第
1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を
求めるものであります。

改正の内容につきましては、渋川地区医療事務組合が新たに群馬県市町村総合事務組合
へ加入することについて、規約の一部を改正しようとするものであります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認くだ
さいますようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第7号については、会議規則第
37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、報告第7号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第7号専決処分の承認を求めることについて（群馬県市町村総合事務組合規約の一部改正）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、報告第7号は原案のとおり承認されました。

第11 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（塩原吉三君） 日程第11、議案第38号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 議案第38号固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、定数3人で構成され、任期は3年であります。平成14年6月14日をもって上原三喜雄委員が任期満了となりますので、その後任として中山忠義氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

中山氏は、藤岡市下戸塚に居住されており、昭和13年7月生の63歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和31年群馬県立勢多農林高等学校卒業後、農業に従事されました。この間、農業委員、消防団第2分団長、藤岡女子高校PTA会長等を務められ、地域住民のために力を注いでこられました。人格・識見ともに高く、住民の信望を得ている方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、ご提案申し上げます。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第38号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第38号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第38号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに決しました。

第12 議案第39号 藤岡市市営住宅設置条例の一部改正について

議長(塩原吉三君) 日程第12、議案第39号藤岡市市営住宅設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第39号市営住宅設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

現行の条例による設置戸数は、集会室3戸を含めまして603戸となっておりますが、実際には平成14年3月末までに老朽化による除去8戸、火災に伴う滅失3戸、合計11戸の減となり、平成14年度4月1日現在の管理戸数が592戸となっております。本来、条例設置戸数と実際の管理戸数は等しいことが望ましいとの考えから、平成13年度末に老朽化により7戸を除去したのを機会に、設置条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 市営住宅の設置条例ですけれども、老朽化による7戸減というふうにありますけれども、昭和29年から47年までの間のこういった中で、今後老朽化による減少というのは、どういう形になるのでしょうか。今、非常に賃金等が少なくなっている中で、市営住宅の需要というのは非常に多くなるのではないかとというふうに予想されますけれども、こういった中でつぶしてしまったものは新たに建てるとか、そういう計画はどのようなふうになっているのかどうか、お尋ねいたします。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 茂木議員の質問にお答えをさせていただきます。

老朽化した建物、住宅、昭和29年から47年、これらは木造で2戸建て、1戸建て、そういった古い本当の昔からの木造の建物でございます。こういったものが老朽化して、だんだん徐々に使えないものになっていく。そういったことから、数年前に市営住宅の建てかえ計画マスタープランができております。そのマスタープランによりまして、今までその建てかえの計画の中で建てかえたものは城屋敷第3団地、この1団地だけでございます。その計画によりまして、3年に1団地ずつぐらいの建てかえ計画になっておりますけれども、なかなか経済情勢もあります。そういうことで、現在は建てかえをしていない状況であります。しかしながら、非常に経済情勢が厳しい中で、安い住宅を求める市民が多くなっている状況があります。そういったことで、現実には建てかえをしていく。壊したままではもったいないという状況もあります。そういった面も経済情勢にあわせながら、財政面と相談しながら、今後も建てかえについて検討してまいりたい、そういうふうにご検討しております。よろしく申し上げます。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 今の部長の話ですと、使えない状態というのは、現在最低の基準というのはどの程度持っているのでしょうか。今、新しい団地の方については、市民の抽選、要望によって7人、8人が待っている状態で、私も要望でいろいろ確認してみますと、新しいところはとにかくなかなか5年待っても入れないという状態が続いていると思いますが、そんな中でもこういった古い建物ではあるけれども、家賃が3,000円とか非常に安い中で、今、そういったところをとりあえずリストラされたり、いろいろな方たちもそういった安いところを求めているという中で、ただ老朽化して使えないという判断をもし安易に下してやっているということになりますと、本当の意味でまだ補修をすればできるので

はないかだとか、ある程度市民の要望に立った、そういった意見をどういうふうに集約して、市としてはどういった対策を考えているのかどうかをお尋ねいたします。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 2回目ですので自席から答弁をさせていただきます。

老朽化の基準ということでございますけれども、現在は実際に申し込みが15名あります。しかしながら、あっせんするのが萩の宮団地なのですけれども、現在32戸空いています。しかしながら、この32戸をあっせんしても入らない、希望しないということなのです。見た目でも非常に老朽化したこういう建物では入りたくない。確かに安いのです。3,000円とか4,000円とか、そういうものなのですけれども、希望しないということで入っていただけません。そういったものはやはり老朽化したものという考え方があります。20年以上経ちますと、木造の建物につきましては耐用年数が切れるわけですが、実際には30年、40年という長い間使えるものもあるし、希望するものは残しておく。そのまま管理しているものがあります。

あと先ほど言いましたように、建てかえの計画、それに基づいて政策空き家、申し込みがあってもその団地は数年以内に建てかえるので、そこへは入れませんというものもあります。それにつきましては、入れないでそのまま放置するといろいろな問題、危険がありますので、取り壊しする場合もあります。

そういったことで、必ずしも安いから需要がある、そういうふうにも言えないというふうに考えております。今、言ったように希望者がそこへ入ってくればいいのですけれども、なかなかそれに応じてくれない。そういったことで、その辺で基準というのか、大体これは入ってもらえないのだということで老朽化という判断をしております。

以上です。

議長（塩原吉三君） 茂木光雄君。

9番（茂木光雄君） 最後ですけれども、リフォーム、いわゆる水洗トイレにかえたりサッシをかえたりだとか、そういった形の中でリフォームして30戸程度のそういった計画は市の方にはないのでしょうか、最後にお尋ねいたします。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） リフォームの関係ですけれども、今、やはり需要があるのはマンション形式、そういったものであればいつでもどういう形でも入りたい人がいるのですけれども、本当に古くなったものをリフォームしてもほとんど骨組みもだめだ。そういう状況の中で、費用をかけてもそれだけの効果がない、そんな感じのものでございますので、使えるものについてはリフォームもやっております。現実に使えないものについては、希望のないものについてはリフォームをしない、そういう状況です。

議長（塩原吉三君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） この市営住宅の老朽化の件なのですけれども、これは単につくるといっても受益者負担金をいただけるわけです。昨年度は1年間で8,600万円ほど家賃収入を得ております。それから、国庫補助として1,600万円、これを合算すると約1億円の収入があるわけなのですけれども、すべてがすべてこれが建てたものの償却に充てられるかといったらそうでないことは承知をしておりますけれども、いずれにしても何らかの箱物施設をつくりますと人件費や光熱費、そういったものがかさんで、予算の中にもいい影響を及ぼさないものもあるという認識はしております。これは家賃収入があるものですから早急に検討していただいて、先ほど部長の答弁にもありましたように3年に一つぐらいずつ建てかえをするということなのです。今、この中でも低層の住宅がかなり老朽化しているのが目立っていると思うのですけれども、これを高層化することによって家賃も若干高くなると思いますけれども、そういった中で、効率よく住民の要望に対応していけるのではないかというふうに思うわけなのですけれども、この辺についてどうお考えなのかご答弁をいただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

新しいものにつきましては需要があります。そういうことで、低層の非常に老朽化したものは、結局徐々に入る人がいないということの中で老朽化したものを取り壊していく、そういったことになると思います。そういうことで、今後そういうものを除去したところに新しく団地を、高層のものを今、若い人たち、そういう需要のある人たちに供給できるものをつくっていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（塩原吉三君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） それと、建てていきたいということで方針はわかったのですけれども、空き家にしたままですとそこにあまり好ましくないような人が出入りをしたり、その人たちがそこで火を使ったりということで、管理面でも非常に心配が残るわけです。そういったところについて、全然見ず知らずの人がそこに夜間入り込んで火を使ったりすることがあると火災につながると思うので、その対応についてはどうなさっていくのかお聞かせをいただいて、質問を終わります。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 空き家になったものについては、今、議員のおっしゃいましたように非常に好ましくない状況が心配されます。そういうことで、当分入る見込みのないものについては平成13年度では7戸取り壊しております。それと、その空き地につきましては

周辺の住民の方に花壇に使ってもらったり遊び場に使ってもらったり、そういう形の中で利用させております。よろしく申し上げます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

針谷賢一君。

- 17番（針谷賢一君） 最近、よく市街地の空洞化ということが各市町村でも言われておりますけれども、確かに古くなった住宅を壊して、そこに高層住宅をつくるという案も一つにはよろしいのですけれども、最近市街地が空き地や空き家が大変目立ってきた。そして、そういった空き地、また空き家を利用した共同住宅をつくるというような方針はこれから考えているのかどうかお聞かせ願います。

議長（塩原吉三君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 針谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

確かに議員おっしゃいますように市街地は空洞化、住宅が外へ出てしまう、人口も減少している、そういう状況があります。そういうことで、市街化活性化についていろいろと新しいまちづくり等も検討させていただいているわけでございます。団地の関係につきましては、計画どおりに現在ある老朽化した団地を建てかえる、私どもではそういう考え方で動いているわけです。現在あるところですから限られたところだけなのですけれども、その計画がマスタープランでできています。そのマスタープランに基づいて私どもでは住宅の建てかえは計画をしているところです。

以上でございます。

議長（塩原吉三君） 針谷賢一君。

- 17番（針谷賢一君） 今のご答弁ですと、マスタープランに基づいたというような回答をいただいたわけですが、今後市街化の活性化ということも十分検討させていただいて、市街地の空き地、また空き家をうまく利用して、共同住宅等をつくっていただくこともぜひ検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第39号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第39号藤岡市市営住宅設置条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

第13 議案第40号 藤岡市奨学資金貸与に関する条例の一部改正について

議長(塩原吉三君) 日程第13、議案第40号藤岡市奨学資金貸与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 斎藤稔一君登壇)

教育部長(斎藤稔一君) 議案第40号藤岡市奨学資金貸与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、これまで議会や奨学資金貸付審査会においてご指摘やご意見をいただきましたことを踏まえまして検討しました結果、内容の充実とともに、社会状況の変化に迅速に対応できるように改正をするものでございます。

改正の主な点を申し上げますと、第2条関係については奨学資金の申請条件に、「市内に3年以上居住している者」とありますが、これを「1年以上の居住」ということで、緩和、改正されるものでございます。次に、第3条関係でございますが、貸付金額の上限を高校生で現行「10,000円以内」を「20,000円以内」に、大学生の現行「20,000円以内」を「40,000円以内」にそれぞれ増額、改正するものでございます。なお、議案の中には出てまいりませんが、この条例改正にあわせまして条例施行規則の一部も改正し、現行の年1回の受付、審査に加えて、年度の途中においても特別な事由により奨学金を必要とする者は、貸し付けができるように見直しをするものであります。

慎重審議の上、ご決定をくださいますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 議案第40号について何点か質問をさせていただきます。

この奨学資金の件につきましては、先ほど教育部長の方から説明があったように議会でもいろいろな議論がなされてきた経緯がありますけれども、この奨学資金は教育の機会均等、この辺の権利を守るために設置されたのかというふうに思っているのですけれども、この奨学資金に対する市の基本的な考え方、これをまず1点質問させていただきます。

それから、あわせて他市の状況なのですけれども、他市がこうだから藤岡市がどうだという性質の議案ではありませんので、他市の状況についてはそれほど比較検討する必要もないと思うのですけれども、わかる範囲で結構ですので、わかればその辺もひとつご答弁をお願いしたいと思います。

それから、先ほど附則の部分、それから条例施行規則の第3条、この辺の改正もあわせてやっていただけるといことなののですけれども、特別な理由というのはどういうことが該当するのか、その辺も具体的に答弁をお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 3点ほどご質問をいただいたというふうに理解をいたしまして、最初の基本的な考え方についてお答えをさせていただきます。

議員ご案内のことだと思いますが、この奨学資金制度というのは昭和35年から制度化され、現在に至っております。この制度ができた昭和35年といいますのは、振り返ってみますと中学生から高校に進学する進学率、この進学率につきましてはまだ50%に満たないような状況下にありました。それと大学関係につきましては、当然1割ぐらいの状況であったというふうに認識しております。そうした戦後の経済がまだ復興しない中で、本当に学力を持っていて、勉学の意欲がありながら生活に困窮して出せなかった、こういう状況下において、この制度が始まったというふうにまず認識をしております。

しかしながら、現在の高校・大学の進学率につきましては、高校生につきましても99%ぐらい、それと大学生についても70%ぐらいの進学状況でございます。そういうことで、教育の機会均等という中でのご質問でありましたが、本来の奨学資金制度から見ますと、何か最近の方向としては修学援助のような状況に至っているという中で、現在の奨学資金制度をとらえております。

それから、他市の状況であります。順を追って申し上げますと、前橋市の場合にはこうした奨学資金制度、現在いろいろな制度がございます。そうした制度について貸し付け

を受けている者は、市の奨学資金制度は対応しない、該当しないということで非常に厳しい制約がございます。そういうことで調べましたところ、前橋市の場合には、年間の奨学資金の予算措置というのは700万円ぐらいであります。それから、やはり制限の中で前橋市は高校が対象で大学は対象としておりません。それと、金額につきましては月額公立が1万2,000円、私立が1万8,000円、こういうことであります。それから、それに関して非常に優遇している桐生市の例を申し上げますと、大学の月額の貸与金額については3万4,000円です。それから、高等学校については低くて月額8,000円、その他いろいろありますが、時間等の関係で割愛をいたしますが、現在の状況下において、この藤岡市が改正をされますと、県内ではこうした方たちに一番理解を示した制度の改正になったか、そういうことで認識しております。

それから、附則の関係ですが、この関係につきましては、特別な事由により年度の途中で奨学金の貸与を受けようとする者は申請できる、規則の中で今回こういうふうに改めるわけです。第3条関係につきましては議員ご案内のように、経済力の理由により学費支出困難な世帯の指定、この方に貸し付ける。そういうことで、従来、年1回の2月末の締め切りを毎月10日までに申請をしていただき、かつその中身を慎重に審議検討した結果、適用できるというふうに決定された場合には、翌月から貸付人の貸与を行います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8番（佐藤 淳君） 奨学金の基本的な考え方なのですが、先ほど言われたような考え方、今では階級差別だとかいろいろなものはない状況の中で、いわゆる経済的な要因によって教育の機会均等、この辺の権利が妨げられるということも今の経済情勢の中であろうかと思うのです。その関係で随時父親がリストラだとか、いろいろな経済的な要因で学校をやめざるを得ないという人のところに行政が何らかの手を差し伸べていただけないかという議論もしてきたわけなのです。今回、こういう形で随時受け付けていただけるということで、この点はおおむね解消できたのか。

それから、他市と比べても今の状況では藤岡市が一番高額な資金を貸し付けていただける。以内ということですから、それぞれの事情に応じて、その金額の選定もできるということなので、非常にいい制度かというふうにも思います。一方で、経済的な要因によって教育の機会均等ということが妨げられるということになりますと、この辺が本来の趣旨だということになると、2,000万円も3,000万円も年収がある人が金を貸してくれというのもまたおかしな話なので、この辺の歯どめはどういうふうに考えて規則の中で定めていくのですか。運用する規則の中でどういうふうに定めるのか、あるいはまたどういう考え方を持っているのか、その辺についても質問をいたします。

それから、かなり1歩も2歩も進んだ制度改正だと思うのですが、この辺の市民に対するPR、幾ら藤岡市がこういういい制度を持っていても、その辺が市民に対して周知徹底できなければいい制度が活用されないということになりますので、その辺のPRをどういうふうに関後やっていくのか、この辺についても答弁をお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

教育部長（斎藤稔一君） 先ほど答弁漏れがあったようですが、それを先にお答えをさせていただきます。

特別な事由は、どういう状況のものかというご指摘だったと思うのですが、幾つかございます。今、私たちが想定しておりますのが親権者あるいは後見人、こういう方が解雇、リストラに遭ったり、収入が著しく減ってしまった。あるいは、親権者、後見人の勤め先が倒産してしまって全く生活のめどが立たない、こういうケース。それから、親権者、後見人自らが何らかの理由で亡くなられてしまった、こういうようなケース。それから、そうした親権者、後見人が離婚とかいろいろ予期せぬ状況が生じたもの、こういう方々が今、特別な事由のケースとして想定しております。

それから、一方所得の関係ですが、議員おっしゃるように、ただ際限なく貸すということとは当然あり得ません。この点につきましては、これまでもそうした形で取り組みをしてきたわけですが、保護者の所得、特に持ち家世帯については948万6,000円、それから借家世帯につきましては1,020万6,000円、この金額を超える世帯については非該当、こういうことで考えておまして、これは従来からの考え方であります。

それから、PRの方法ということではありますが、当然のことですが、まず市の広報紙、早い時期に広報していく。それから、最近では市のホームページ、こうしたものも開設しておりますので、こうしたものも手法として考えております。それから、どこかの時期でメディアを通じて発表する必要があるかと思えます。また、それに加えまして、当然、高校の進学については中学校の進路指導でいろいろ先生方が指導しておりますので、そうしたことでPRしていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） その附則の部分なのですが、平成14年度に借りた方は借りかえができるということなのです。それから、不測の事態、例えばリストラだとか死亡だとか、幾つかの要因があるということなのですが、現在、平成14年度以前に借りている方、この方たちに今、言われたような不測の事態が発生したときに、例えば2万円借りていたのだけれども、今、言うような不測の事態が発生したので4万円を借りていただきたいということについては、この附則を見る限りは、これに対してはノーだという考え方なのです。この辺が私としては少々引かかるのですが、いろいろ市の財政的な事

情、その他もろもろあるのでしょうけれども、これは今後規則の中で検討していただけるという考えはありませんか、それが1点。

それから、PRの問題なのですけれども、先ほど広報だとかホームページだとかいろいろな形あるいは何らかの形でメディアを通じてやっていくということなので、この辺はぜひしっかりとPRをしていただいて、市民に対してこういう制度が新たに改正されて充実された制度になりましたということをしっかりとPRしていただきたいというふうに思います。1点だけその部分をお願いいたします。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

教育部長（斎藤稔一君） 議員のおっしゃることは私もよくわかります。しかしながら、遡及の関係なのですけれども、基本的に遡及の考え方というのは、相手に不利益になるものについては遡及してはならないというのがあります。一方、今の議員のご質問については、法律的にはそうしたことができないということではございません。しかしながら、本日の議会の冒頭に市長の発言がございましたが、この中でも厳しい財政事情の中で、今、いろいろな事業を見直している。しかしながら、こうした次代を担う子供たちの教育については特に厳しいながらも力を入れていきたい、こういうことから本日の議案の上程になったわけでございます。ぜひこの点はいろいろなことをご理解いただきながら、どうか現行の改正の中で何とかご承知をいただきたいとと思います。

また、質問の中で、規則の中でどうかというお話がございましたが、本日のこの条例改正の中の附則でそうしたことがうたってございますので、規則で変えるというわけにはいきませんので、この議案でご理解をいただきたいと、よろしくをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時4分再開

議長（塩原吉三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

斉藤千枝子君。

1 1 番（斉藤千枝子君） 奨学金についての質問をさせていただきます。

金額が拡大されたことは大変ありがたいと思いますけれども、それで二つばかり質問させていただきます。現在、こういう状況の中で、若い人たちはさまざまに自分の道を開こうということで、大学ばかりではなくて高等専門学校等へ行っておりますので、私としては高校と大学だけではなくて、高等専門学校や専修学校の専門課程や高等課程、またこれ

から大学院等の道を開いていただけないのかということと、あと一つ居住を1年以内ということで緩和していただいたのですが、第4条の中に、本市に居住しというところがあるのですけれども、こういう市町村合併が叫ばれているこういう中において、本市以上に近隣市町村とかというふうに枠を広げてはいただけないのかという考えなのですけれども、その辺のお考えをお伺いします。つまり第4条に関しては保証人に関して言っていることですので、保証人が本市ということで、借りるのが本市ということではございません。第4条の場合は保証人のことです。

議長（塩原吉三君） 教育部長。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 齊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の専門学校あるいは大学院の枠を広げて、新たにそうした人も借りられるように、こういう趣旨のご質問だと思いますが、この関係についても以前、議員からそうしたご質問をいただき、今回の検討の中にも含めまして検討させていただいた経緯がございます。しかしながら、いろいろ各市の状況、当市のいろいろの状況判断の中で今回は見送らせていただいておりますので、また何かの形の中で再検討させていただきたいと思っております。

それから、保証人の関係であります。この関係につきましては以前ご質問いただいた中で、当市に来て、3年ということで急に来た人がなかなか対応できない、こういうことでご質問をいただいた経緯がございます。そのときの答弁を今、思い出しますと、わずかな間であれ、当市に来て居住をしたとすれば勤め先もあるでしょうし、また近隣の人たち、友人もあるでしょうし、そういう中でそういう方をお願いしていただいて申請を出していただきたい、こういうお願いをさせていただいた記憶がございます。そういうことで、現在もその考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（塩原吉三君） 齊藤千枝子君。

- 1 1 番（齊藤千枝子君） 先ほど市長が臨機応変にということでしたので、今回私もこのように拡充されたことは喜んでおりますので、なるべく早い時期に今、言ったことを踏まえてまた検討していただければ、ますます市民の方に喜んでいただけるのではないかと私は思いますので、よろしく願いいたします。

議長（塩原吉三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

佐藤淳君、登壇を願います。

（8番 佐藤 淳君登壇）

8番（佐藤 淳君） 議案第40号藤岡市奨学資金貸与に関する条例の一部改正について。私は、本議案に対して21世紀クラブを代表して、賛成討論をいたします。

本条例の主な改正点は、藤岡市奨学資金貸与に関する条例第2条及び同条例施行規則第3条の改正による奨学生としての資格の緩和並びに同条例第3条3項の改正による貸与額の増額変更であります。この件につきましては議会でも一般質問や予算特別委員会等でさまざまな議論がされてきました。

私も平成14年第1回定例会予特別算委員会の場で、この問題について質問をいたしました。その中で、昨今の厳しい経済状況下で、本人の意思ではなく、父親等のリストラ、またその他の経済的な理由により退学をせざるを得ない。このことが社会問題化しつつある今日、この問題に対して市が何らかの形で手を差し伸べていただけませんかという趣旨の質問をいたしました。日本国憲法第26条では、教育を受ける権利として、「すべて国民は、法律に定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定められており、また教育基本法第3条ではさらに1歩踏み込んで、「すべての国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」さらに同条第2項では、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。」と規定されております。教育の機会均等は、国民の教育権を保障する民主的な教育理念の一つですが、解決すべき問題は大変多く、特にその実現のために財政的配慮がもっとなされるべきであると私は考えております。

議案第40号は、日本国憲法、また教育基本法等、上位の法律の目的や精神に合致した条例改正であります。さらに4月21日に行われた市長選挙において、市の奨学金制度の充実を選挙公約の一つに掲げ、市民の圧倒的な支持で当選された新井新市長は、早速市民

に対しての約束を履行しました。このことによって、市民の行政に対する信頼や住民の利益が確保される条例改正だと私は考えております。

以上の理由により、議案第40号に対して議員各位の賛同を心からお願いをして、賛成討論といたします。

議長（塩原吉三君）他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第40号藤岡市奨学資金貸与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君）起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第41号 市道路線の廃止について

議案第42号 市道路線の認定について

議長（塩原吉三君）日程第14、議案第41号市道路線の廃止について、議案第42号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君）議案第41号市道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回、ご提案申し上げます市道路線の廃止は、1件、105路線でございます。市道5151号線外104路線でございますが、これは県営圃場整備事業藤岡平地区の完成に伴い、別紙図面の枠内の旧路線を廃止及び一部路線の廃止を行い、再編成する必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第42号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。今回ご提案申し上げます市道路線の認定は、2件、42路線でございます。初めに、市道2486号線、市道3710号線、市道3711号線、市道4652号線、市道4653号線、市道6664号線及び市道6665号線でございますが、藤岡市道路受入基準に基づき、市が寄附を受けた道路であります。

次に、市道5158号線外34路線でございますが、これは県営圃場整備事業藤岡平地区別紙図面の枠内の完成に伴い、再編成の必要が生じたための道路であります。この藤岡平地区図面枠内の認定すべき新しい道路は、全体で約60路線ありますが、このうち現在までに舗装された路線のみ、今回認定していただきます。残り約25本につきましては、

農道整備事業として舗装整備できたものから順に市道認定したいと考えております。以上、2件、42路線を管理していくに当たり、路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（塩原吉三君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第41号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。ご質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第41号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（塩原吉三君） 起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） お諮りいたします。ご質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（塩原吉三君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則

第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第42号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第42号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

第15 議案第43号 字の区域の変更について

議長(塩原吉三君) 日程第15、議案第43号字の区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

(経済部長 中野秀雄君登壇)

経済部長(中野秀雄君) 議案第43号字の区域の変更について、提案説明を申し上げます。

本提案の字の区域の変更でございますが、藤岡市上落合の区域を藤岡市営土地改良事業上落合地区として、平成13年度より区画整理を実施いたしました。工事完了に伴い、今後これらの土地について登記事務を処理していくわけではありますが、施工前の字が施工後において、道路・水路の変更と土地の移動により字の区域の変更が生じたため、字の区域の変更をお願いするものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(塩原吉三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則

第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第43号字の区域の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(塩原吉三君) 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

休 会 の 件

議長(塩原吉三君) お諮りいたします。議事の都合により6月12日から16日までと19日の6日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(塩原吉三君) ご異議なしと認めます。よって、6月12日から16日までと19日の6日間、休会することに決しました。

散 会

議長(塩原吉三君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時23分散会